

「浄化槽法施行細則」、「横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱」、「横浜市浄化槽清掃業等業務基準」及び「横浜市浄化槽指導基準」に関する意見公募について

「浄化槽法（昭和58年法律第43号）」及び「環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）」を補完するため、「浄化槽法施行細則（昭和60年9月横浜市規則第76号）」、「横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱（昭和47年1月）」及び「横浜市浄化槽清掃業等業務基準（昭和47年1月）」を制定しております。この度、浄化槽法施行細則、横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱、横浜市浄化槽清掃業等業務基準及び横浜市浄化槽指導基準の一部改正することを予定しております。

また、「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）」において生活環境の保全に関する環境基準の項目とされている「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直す改正がされたことを踏まえ、「横浜市浄化槽指導基準（昭和34年3月）」の一部改正を併せて予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

令和6年12月20日(金)から令和7年1月20日(月)まで

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：sj-syorigyo@city.yokohama.lg.jp

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 23階

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：045-663-0125

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

3 注意事項

(1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

電話番号：045-671-2511

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上